

免許番号 共第64号

漁場の位置 赤穂市尾崎から赤穂市鷲和に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、B、イ及びCを結んだ線並びにD、ウ、エ及びI（防波堤に沿う。）を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。

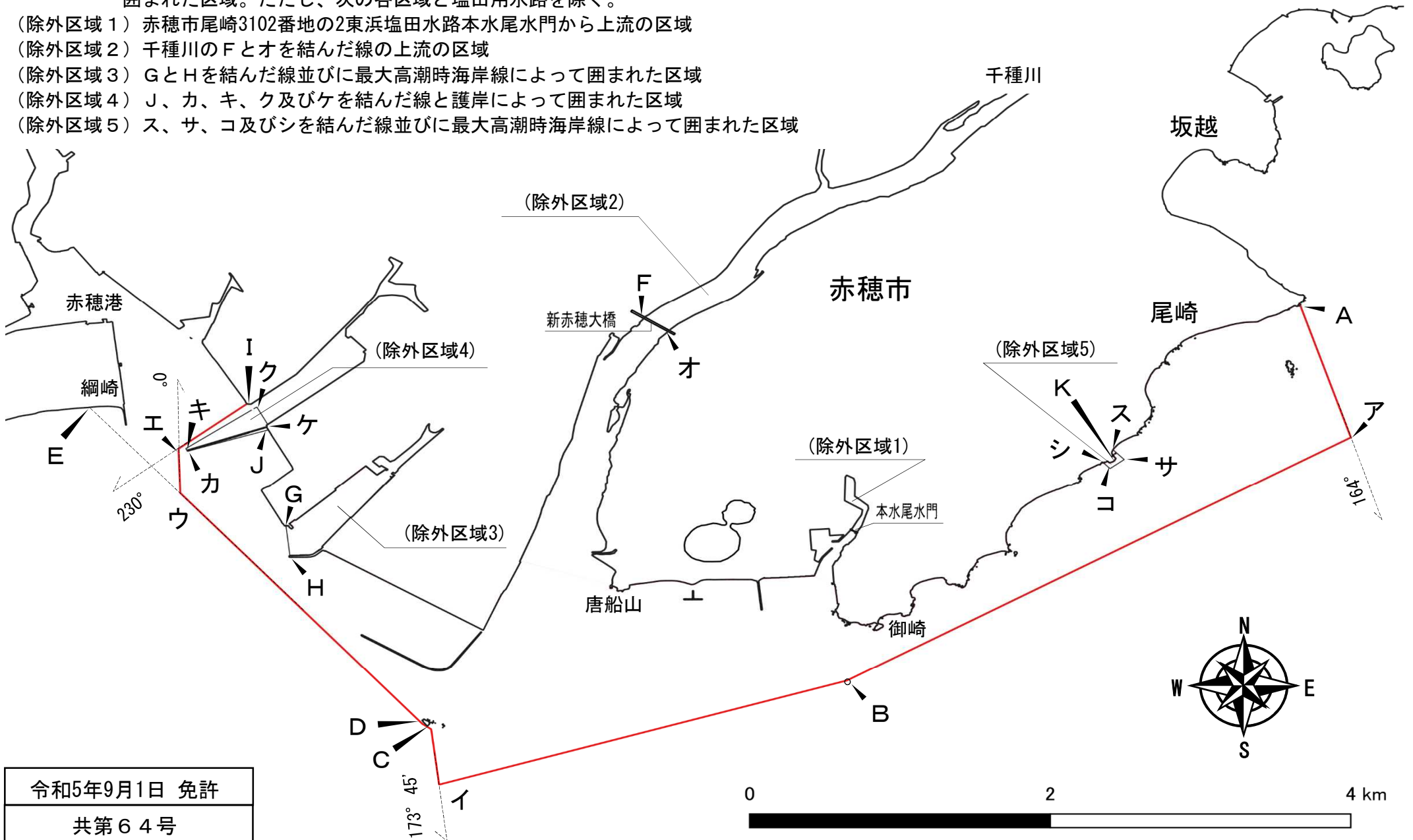
(除外区域1) 赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域

(除外区域2) 千種川のFとオを結んだ線の上流の区域

(除外区域3) GとHを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域4) J、カ、キ、ク及びケを結んだ線と護岸によって囲まれた区域

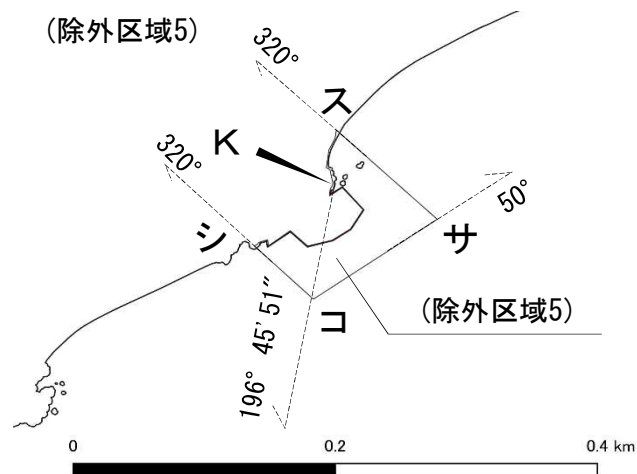
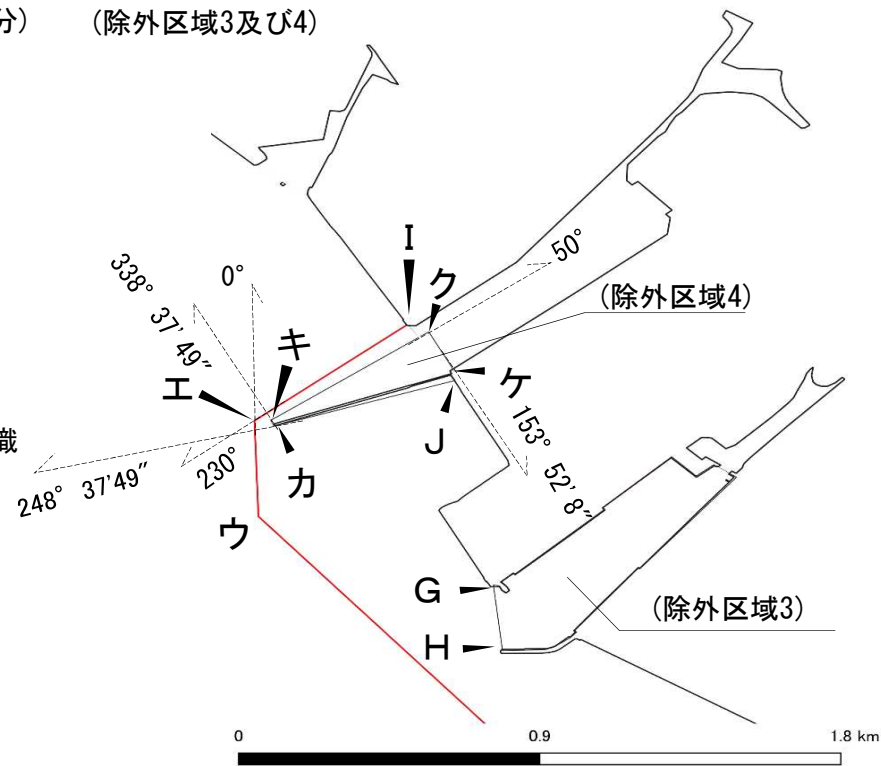
(除外区域5) ス、サ、コ及びシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域



令和5年9月1日 免許
共第64号

点の位置

- A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界（北緯34度44.84分、東経134度26.04分）
- B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点（北緯34度43.36分、東経134度24.42分）（除外区域3及び4）
- C 取揚島南端
- D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界
- E 最大高潮時海岸線における赤穂市鷺和・福浦界
- F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱（北緯34度44.79分、東経134度23.68分）
- G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1地先塩田護岸南角（通称松の鼻）
（北緯34度43.97分、東経134度22.41分）
- H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端（北緯34度43.85分、東経134度22.42分）
- I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識（北緯34度44.45分、東経134度22.27分）
- J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057-1番地先の護岸に設置した標識
（北緯34度44.36分、東経134度22.34分）
- K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水口遊水池護岸東端に設置した標識
（北緯34度44.24分、東経134度25.37分）
- ア Aから164度1,000メートルの点（北緯34度44.32分、東経134度26.22分）
- イ Cから173度45分400メートルの点
- ウ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点
- エ Iから230度の線とウから0度の線との交点
- オ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点（北緯34度44.73分、東経134度23.78分）
- カ Jから248度37分49秒472.5メートルの点（北緯34度44.27分、東経134度22.06分）
- キ カから338度37分49秒22.2メートルの点（北緯34度44.28分、東経134度22.05分）
- ク キから50度483.2メートルの点（北緯34度44.44分、東経134度22.29分）
- ケ クから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057-1番地先の護岸との交点
（北緯34度44.37分、東経134度22.34分）
- コ Kから196度45分51秒76.9メートルの点
（北緯34度44.20分、東経134度25.36分）
- サ コから50度100メートルの点
（北緯34度44.24分、東経134度25.41分）
- シ コから320度の線と最大高潮時海岸線との交点
（北緯34度44.22分、東経134度25.34分）
- ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点
（北緯34度44.27分、東経134度25.37分）



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件		
1	1	あおさ漁業		10月1日から4月30日まで	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。		
	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	つめたがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	かがみがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	おおのがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	みるくい漁業		1月1日から12月31日まで							
1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第64号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	赤穂市御崎1798番地の1 赤穂市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		